

令和3年3月24日
京都市行財政局財政部契約課

令和3年度入札・契約制度の改正等について

1 週休2日制の導入に向けた取組（モデル実施の拡大）

週休2日の現場閉所の本格実施に向けたモデル工事の対象について、建築種目は新築工事建築A等級（関連工事含む）に加え、新築工事建築B等級以下（関連工事含む）に拡大するとともに、新たに解体工事A・B等級においてもモデル工事を開始します。

土木種目はA等級に加えB・C等級、舗装・造園種目はA等級に加えB等級にまで拡大します（災害復旧工事等を除く）。

2 参加停止措置等の見直し

- (1) 独占禁止法の一部改正により課徴金の減免制度が見直されたことに伴い、課徴金の納付を命じないこととされ、又は課徴金の額を減額された場合の参加停止期間の特例を見直します。
- (2) 落札決定済みで契約締結前の案件の落札者が参加停止措置を受けた場合の取扱いについて、仮契約を締結した場合との不均衡を解消するため、落札決定済みの案件について契約を締結しないこととする基準を見直します。

3 実施時期

上記1は、令和3年4月1日以降に入札公告を行う契約案件から実施します。

上記2は、令和3年4月1日から実施します。

参考1 週休2日制の導入に向けた取組（モデル実施の拡大）

	令和2年度		令和3年度
建築・解体種目	新築A等級（関連工事含む）	➔	新築 全等級 （関連工事含む） 解体 全等級 （関連工事含む）
土木・舗装・造園種目※	土木A等級 舗装A等級 造園A等級		土木A, B, C等級 舗装A, B等級 造園A, B等級

※ 災害復旧工事等を除く。

参考2 参加停止措置の見直し（概要）

1 課徴金の納付を命じないこととされ、又は課徴金の額を減額された場合の参加停止期間の特例

現行			改正後	
課徴金納付命令なし	参加停止措置なし	➔	排除措置命令及び告発・逮捕・公訴提起なし	参加停止措置なし
			排除措置命令が出され、又は告発・逮捕・公訴提起されたとき	参加停止期間50%減
課徴金が50%減免されたとき	参加停止期間50%減		課徴金が減免されたとき	参加停止期間50%減
課徴金が30%減免されたとき	参加停止期間30%減			

2 契約を締結しないこととする基準

	参加停止期間		
	1箇月	2箇月	3箇月以上
仮契約なし	影響なし	(現行) 契約不締結 ↓ (改正後) 影響なし	契約不締結
仮契約あり	影響なし	影響なし	仮契約解除